# 変動金利定期預金

(令和3年4月1日現在)

#### \*特色、重要事項、その他

- 1. 変動金利定期預金
  - (1) 預入日の6ヶ月毎の応答日に自動的に預金金利を変更する自由金利型預金です。
  - (2) 利払頻度等により〈複利型〉〈単利型〉および〈利息分割受取型〉があります。 個人のお客さまは単利型はご利用できません。個人以外の方は単利型のみとなります。
  - (3) 便利な自動継続も可能です。
- 2. 満期日前に解約の場合、中途解約金利が適用になります。

また、中間利息をお支払い済みの後は過払分利息を精算していただく場合があります。

(商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照…解約制限)

また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 (商品概要「11. その他参考となる事項」参照)

- 3. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。
- 4. 取扱規程 …「変動金利定期預金規程」

「自動継続変動金利定期預金規程」を適用します。

# <単利型>

1. 商品名	• 変動金利定期預金 〈単利型〉
2. ご利用いただける方	• 個人以外
3. 預入期間	• 定型方式
	3 年
	・自動継続(元金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法	
(1)預入方法	• 一括預入
(2)預入金額	• 1 円以上
(3)預入単位	• 1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息	
(1)適用利率	・預入後 6 か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6か
	月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M 型)、預入
	金額が1,000万円以上の場合は自由金利型定期預金の 6 か月ものを
	指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。
(2)利払頻度	・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6
	か月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から
	その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率〔利率
	を変更したときは変更後の利率〕×70%、小数点第 4 位以下切捨て)
	により計算します。
(3)計算方法	・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。
7. 手数料	不要です。
8. 税区分	・総合課税(非課税法人は除く)
9. 付加できる特約	_
事項	

### 1 O. 別途解約時の 取扱い

・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息の合計額とともに払い戻します。

#### 〈2021年4月1日以降に預入れされた定期預金〉

A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B.6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40 %
C.1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50 %
D.1年6ヶ月以上2年未満	約定利率 × 60 %
E.2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70 %
F.2年6ヶ月以上3年未満	約定利率 × 90 %

#### 〈2021年3月31日以前に預入れされた定期預金〉

A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B.6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40 %
C.1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50 %
D.1年6ヶ月以上2年未満	約定利率 × 60 %
E.2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70 %
F.2年6ヶ月以上3年未満	約定利率 × 90 %

ただし、解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、 解約日における普通預金の利率を適用します。

## 11. その他参考と なる事項

・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

# 12. 当行のお問い合 わせ、ご相談、 要望・苦情の 受付窓口

徳島大正銀行お客さま相談室

フリーダイヤル: 0120-87-1090 受付時間: 平日(銀行営業日)9時~17時

13. 一般社団法人 全国銀行協会の 苦情対応および 紛争解決の

受付窓口

全国銀行協会の 一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 苦情対応および 電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772

受付時間:平日(銀行営業日)9時~17時